

元職員による不正流用事案に関するお詫び

令和 8 年 8 月 21 日
二ツ井町商工会
秋田県商工会連合会

このたび、二ツ井町商工会の元職員による不正流用事案が判明したことにつきまして、会員の皆様をはじめ、地域の皆様、関係団体の皆様に、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

不正流用が確認された額は 1,774 万 9,267 円であり、このうち会計上の不足金として確認された 5,790,003 円については、令和 8 年 8 月 19 日、元職員から全額の弁済を受けております。

また、本件については令和 8 年 8 月 20 日、記者会見を開催し、これまでの経緯、調査結果及び今後の対応についてご説明いたしました。

今回の元職員による不正な行為に関しては、長期間にわたりその不正を発見できなかった商工会の会計管理及び内部チェック体制についても、重大な問題があったものと認識しております。

二ツ井町商工会及び秋田県商工会連合会といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、関係する皆様への適切な対応を行うとともに、会計管理体制及び内部統制のあり方を抜本的に見直します。

具体的には、担当者一人に任せきりにしない会計管理、複数職員による確認、相互牽制、定期的な検証等の再発防止策を速やかに決定し、全県商工会に周知徹底を図り、着実に実施してまいります。

地域の皆様、会員の皆様、関係団体の皆様から寄せられている信頼を損なう結果となりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような事態を生じさせることのないよう、役職員一同、会計管理とコンプライアンスの徹底に努め、信頼の回復に全力で取り組んでまいります。